

越谷市火災予防規則の一部を改正する規則

越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第31条の2第9号エ」を「第31条の2第2項第9号エ」に改め、同条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 塗装材 アスファルトエナメル又はブローンアスファルトであつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間隙が生じないための配管との付着性能を有するもの

イ 覆装材 日本産業規格L3405「ヘッシャंकロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットであつて、アの塗装材による塗装を保護し、又は補強するための十分な強度を有するもの

第9条第2号を次のように改める。

(2) 塗覆装の方法は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。

ア 配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に前号アの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号イの覆装材を巻き付けること。

イ 塗覆装の厚さは、配管の外表面から厚さ3.0ミリメートル以上とすること。

第1号様式その1中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第1号様式その2中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第1号様式その3中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考

2とし、備考4を備考3とする。

第2号様式中

「備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 解除承認を受けようとする場所の詳細図及び付近の略図を添付すること。

「備考 解除承認を受けようとする場所の詳細図及び付近の略図を添付すること。」

改める。

第2号様式の2中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第3号様式その1中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを備考2から備考6までとする。

第3号様式その2中備考を削る。

第4号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを備考2から備考7までとする。

第5号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを備考2から備考6までとする。

第6号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを備考2から備考4までとする。

第7号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第8号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第9号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを備考2から備考4までとする。

第10号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第11号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第12号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第12号様式の2中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第13号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第14号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第15号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第16号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第17号様式中備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を取り扱う配管のうち、改正後の第9条に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。